

「スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援」委託業務 企画提案公募実施要領

島根県では、中山間地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用して商品化しようとする生産者（事業者）と消費者との中間に位置する産直市等を特産品開発・販売の中間支援組織と位置づけ、その組織が地域野菜を集出荷して販売する取組や、地域商品を集めてWEBで販売するなどの地域商社としての機能を強化する取組に対し支援を行うことにより、外貨獲得や地域内経済循環を推進するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援委託業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和5年2月28日まで
- (3) 業務内容
別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託料の上限 8,506千円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 参加資格

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 次の各号を満たすこと。
 - ア 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
 - ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - カ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - キ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ク 島根県税を滞納していない者であること。
 - ケ 複数のコンソーシアムの構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員及び単独

の法人として重複参加していないこと。

- (3) 委託業務終了までの間、4に記載の担当課との連絡調整が随時行えると判断できること。

3. 募集に関するスケジュール等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和4年3月7日（月）～4月 <u>15</u> 日（金）午後5時 ※企画提案公募実施要領は、4に記載の担当課で配布するほか、ホームページで閲覧、ダウンロードできる。
(2) 事前説明会	ア 日 時 3月16日（水）13：30～14：30 イ 開催方法 オンライン（v-cubeを使用） ウ 参加方法 3月14日（月）午後5時までに問い合わせ先に事前説明会に参加の旨をメール送付により、事前説明会への参加表明とする。メール送付時には事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。参加希望者にはv-cubeの招待メールを本県担当者より送付する。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書（様式1）に以下の書類を添えて、令和4年3月 <u>31</u> 日（木）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日曜日は除く。）とし、郵送の場合は簡易書留とする。 ア 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）1部 イ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）1部 ウ 会社の概要がわかるもの（会社案内等）1部 ※コンソーシアムによる参加の場合は、上記の書類について構成員すべての書類およびコンソーシアム協定書の写しを添付すること
(4) 参加資格通知予定日	令和4年 <u>4月4</u> 日（月）
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問票（様式2）により、令和4年3月24日（木）午後5時までに郵送又はFAXにより提出すること。
(6) 質疑の回答方法	各参加希望者の質疑及び回答を随時、4に記載の担当課ホ

	ームページに掲載する。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質疑については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(7) 質疑の回答予定日	回答は随時行う。なお、令和4年3月28日(月)を目途に全ての回答を行う。
(8) 企画提案書提出期限	令和4年4月 <u>15日</u> (金) 午後5時
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査	令和4年4月 <u>下旬</u> (会場は松江市内を予定) ※プレゼンテーションの日時、場所等詳細は、企画提案参加表明書提出者に別途通知する。
(10) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、15分以内で企画提案者による説明を行った後、審査委員からの質問時間10分を設定する。

4. 提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ 担当：大原

TEL：0852-22-6449 FAX：0852-22-5761

E-mail：chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	ア 企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には、「スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織(地域商社)機能強化支援」と記載し、併せて提案者を記載すること。 イ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)
(2) 提出方法	ア 計6部提出すること。 イ 令和4年4月 <u>15日</u> (金) 午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時(土、日曜日は除く。)までとし、郵送の場合は、簡易書留とする。
(3) その他の書類	見積書(任意様式)を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※明細を作成し、項目毎に可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(4) 企画提案等に係る	ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人

留意事項	<p>に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1 提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、及び資格審査により参加資格がないとした者に対しては受託者支給しない。</p> <p>イ 企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、企画提案公募参加表明書（様式1）に記載された銀行口座に振り込む。</p> <p>ウ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。</p> <p>エ 提出された書類一式については、返却しない。</p>
------	--

6. 企画提案書等に記述する内容

(1) 企画提案書	<p>企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは以下のとおり。</p> <p>ア 本業務について、次の項目ごとに提案すること。</p> <p>(ア) 提案者の紹介、これまでの関連業務の実績</p> <p>(イ) 本事業の取組方針（目標）など</p> <p>(ウ) 研修の内容・スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要説明（事業全体の組み立て内容とスケジュール） ・集合研修（県内2カ所×2回）の内容と体制 ・個別研修12事業者（1事業者につき4回程度）で実施を想定する内容と体制 ・独自提案事項 <p>※自社ノウハウ等から効率的、効果的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行い、その効果を記述すること</p> <p>(エ) 講師等の紹介（経歴・実績等）</p> <p>※(ウ)の説明項目内で説明可</p> <p>（例：集合研修の担当講師は〇〇、経歴は… など）</p> <p>(オ) その他</p> <p>イ その他（特記事項等）</p>
(2) 業務全体の実施体制	<p>本業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を記述すること。</p>
(3) 見積書	<p>ア 見積書について、それぞれ次の項目について記載すること。</p> <p>(ア) 集合研修 講師謝金、旅費、会場費、諸経費</p> <p>(イ) 個別研修（現地指導）</p>

	<p>講師謝金、旅費、諸経費 ※指導内容により講師複数の場合は、講師毎に内訳を記載</p> <p>(ウ) その他経費 事務作業に係る人件費（社員等）、打ち合わせに係る経費（旅費、人件費）、独自提案に係る経費、その他必要と認められる経費等</p> <p>イ 謝金及び旅費等は、以下を想定して計上すること</p> <p>(ア) 受託者と県との打ち合わせ 松江市内：1回（その他、オンラインで必要に応じ実施）</p> <p>(イ) 集合研修 県内2カ所程度（1泊2日～2泊3日を想定）×2回</p> <p>(ウ) 個別研修支援 県内6カ所程度（2泊3日～3泊4日を想定）×8件 （公共交通機関不便地へは空港や主要駅から公用車を想定）ただし、現地集合も可とする。 ※8件全て現地で行うことを基本とする。</p> <p>(エ) その他</p>
--	--

7. 審査方法等

(1) 審査方法	<p>中山間地域・離島振興課内に関係部署等で構成された審査委員会を設置し、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。</p>
(2) 審査内容 (※主な審査の視点)	<p>ア これまでの関連業務における実績（成果）は十分か。</p> <p>イ 事業の実施により、産直市等の売上向上が見込めるとともに、地域商社機能を発揮するなど、地域経済循環の促進や地域の活性化を期待できるか。</p> <p>ウ 研修等の実施に必要な講師等が確保されているか。また、講師等の能力や実績は十分か。</p> <p>エ 事業は単発的な指導効果ではなく、将来的に事業者が学びを通じて成長が見込めるものになっているか。</p> <p>オ 独自提案による付加価値はあるか、研修内容をより充実させ効果を見込めるものであるか。</p> <p>カ 事業を一体的、効果的に実施できる体制となっているか。</p> <p>キ 見積金額は予算の範囲内で、項目毎に妥当な金額であると</p>

	認められるか。
(3) 提案者への採否通知	令和4年4月下旬頃に、提案者全員に通知する。

8. 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

ただし、令和4年度当初予算が成立しなかった場合は、契約を行わないこととする。

委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。

(2) 契約金額

採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、「スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援」企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (5) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとする。
- (6) 本委託業務は、総務省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (8) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。